

愛媛県における令和7年国勢調査広報業務
企画提案募集要領

この要領は、愛媛県における令和7年国勢調査広報業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

愛媛県における令和7年国勢調査広報業務

(2) 業務の内容

別添「愛媛県における令和7年国勢調査広報業務企画提案募集仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和7年6月上旬頃から令和7年10月31日（金）まで

(4) 委託料上限額

13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案募集のスケジュール

質問書の提出期限	令和7年4月14日（月）
参加申込書の提出期限	令和7年4月21日（月）
企画提案書の提出期限	令和7年5月12日（月）
審査会の開催及び契約候補者の選定	令和7年5月19日（月）（予定）
契約に関する協議	令和7年5月下旬頃から6月上旬頃まで（予定）

3 企画提案の参加資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録された者であること、又は、契約締結までに登録される見込みの者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限の日から契約候補者の選定の日までの間において、国または地方公共団体から入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の前日6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体、その関係者又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

- (8) 広報の企画、制作及び実施等に関する業務の実績があること。
- (9) 共同事業体で参加する場合は、いずれかの構成員を代表者とし、代表者については上記(1)から(8)まで、他の構成員については上記(2)から(7)までの要件を満たすこと。
- なお、構成員として参加する者が、本企画提案に他の共同事業体の一員として参加し、又は単独で参加することはできない。

4 募集要領の配布

本募集要領のほか募集に関する書類は、電子データを愛媛県庁公式ホームページに掲載して配布する。

5 参加の手続き

(1) 質問書の提出

本企画提案に関する質問がある場合は、次により質問書を提出して行うものとする。

ア 提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時

イ 提出書類

質問書（様式1）

ウ 提出方法

下記9の担当窓口にて電子メールにより提出すること。

なお、電子メールについては、件名を「【質問書】愛媛県における令和7年国勢調査広報業務」とし、送信後に担当窓口へ電話して受信を確認すること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、参加申込のあった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールにより送付して回答する。

なお、審査基準その他審査の公平性を妨げる可能性がある質問については、回答しない。

(2) 参加申込書の提出

本企画提案への参加申込は、次により参加申込書を提出して行うものとする。

なお、参加申込書の提出後、3の参加資格を満たさないと判断された者に対しては、個別に通知する。

ア 提出期限

令和7年4月21日（月）午後5時（必着）

イ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式2）

(イ) 添付書類（共同事業体で参加する場合のみ）

共同事業体で参加する場合は、(ア)の参加申込書に共同事業体届出書（様式2-1）を添付するとともに、契約締結の日までに共同事業体協定書を提出すること。

ウ 提出方法

下記9の担当窓口への持参又は郵送により提出すること。

(3) 企画提案書の提出

企画提案は、次により企画提案書（1案に限る。）を提出して行うものとする。

ア 提出期限

令和7年5月12日（月）午後5時（必着）

イ 提出書類

(ア) 企画提案提出書（様式3） 1部

(イ) 企画提案書 印刷物10部及び電子データ

企画提案書は、原則としてA4版両面印刷とし、次表に掲げる項目を順に記載して作成すること。また、電子データのファイル形式はPDFとすること。

これ以外の様式については、任意とする。

番号	項目	留意事項
1	企画の概要	コンセプトを簡潔にまとめること。
2	全体スケジュール	広告等の種類ごとに、企画、制作、掲示等のスケジュールが分かるように記載すること。
3	実施する広報の内容	広告等の種類ごとに示すこと。 なお、それぞれ訴求対象、広報の規模（人数等）、見込まれる効果等をあわせて記載すること。
4	業務仕様確認表	仕様書の別紙5「業務仕様確認表」に記載された項目と企画提案書のページ番号の対応を示すこと。
5	実施体制	企画の実施にあたる部署、人数等の体制を示すこと。また、愛媛県との連絡調整を行う窓口を明記すること。
6	業務受注実績	過去に実施した広報業務の実績について、時期、発注者、業務内容等を明らかにして記載すること。
7	費用見積	当該業務に要する全ての費用を見積もるものとし、広告等の種類ごとに、単価、数量及び金額を示すこと。また、総額には、消費税及び地方消費税を含めること。 なお、広告等の種類ごとの費用については、別紙（愛媛県知事宛の見積書等）としても差し支えない。
8	特記事項	その他特に記載すべき事項があれば記載すること。

ウ 提出方法

下記9の担当窓口への持参又は郵送により提出すること。ただし、企画提案書の電子データについては、電子メールにより送信すること。

エ 無効の企画提案

次に掲げる場合のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

(ア) 参加申込書に虚偽の記載をした場合

(イ) 参加資格がない場合又は参加資格を失った場合

(ウ) 見積書に記載された見積金額が委託料上限額を超える場合

(エ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合

オ 費用負担

企画提案に要する一切の費用は、参加者が負担するものとする。

6 審査方法（審査会の開催）

企画提案の審査は、次の審査会を開催して行う。各企画提案者は、これに出席し、プレゼンテーションを行うものとする。

なお、参加申込者が3者を超える場合は、プレゼンテーションの実施に先立ち、書面による一次審査を行う場合がある。

(1) 審査会の開催日及び出席方法

令和7年5月19日（月） オンライン（Zoom ミーティング）

(2) プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションの時間は、説明15分、質疑応答10分とし、先に提出した企画提案書のみを使用して行うものとする。

なお、審査会は非公開とし、当日の対応等については、別途各参加者に通知する。

(3) 評価項目

審査は、次表に掲げる項目を総合的に評価して行う。

番号	項目	評価の視点
1	目的・趣旨の理解	・国勢調査について正しく理解されているか。 ・業務の目的に沿った内容であるか。
2	企画の実現性	・具体性のある内容であるか。 ・業務のスケジュールは適切か。
3	広報の実施内容	・必要な仕様を満たしているか。 ・実施時期が適切か。 ・県内居住者に幅広く届き、かつ、重点対象者に届く内容となっているか。
4	広報の効果	・自発的な回答を促す内容となっているか。また、インターネット回答を促す内容となっているか。
5	費用の妥当性	・費用が適切に計上されているか。 ・業務内容に見合った費用となっているか。
6	実施体制	・業務に必要な組織や人員が確保されているか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、契約候補者の選定後、全ての参加者に通知する。

7 契約候補者の選定及び契約について

(1) 契約候補者の選定方法

審査会における審査の結果、最も優れた提案を行った参加者を契約候補者として選定する。

(2) 契約に関する協議

契約に当たっては、愛媛県と契約候補者は、企画提案の内容を基に協議を行うものとする。

なお、協議が整わない場合のほか契約が成立しない場合においては、選定を取り消し、次

に優れた提案を行った参加者を契約候補者とする。

(3) 契約条項等

別に定める契約書によるほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じるものとする。

(4) 契約保証金について

受託者は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条の規定により契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付するものとする。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は、免除する。

8 その他必要な事項

- (1) 参加者から提出された企画提案書は、契約候補者の選定のために必要な範囲で愛媛県が使用できるものとする。
- (2) 本企画提案募集において愛媛県が提供する図画等の資料（企画提案募集仕様書に掲載された図画等を含む。）は、企画提案以外の目的で使用してはならない。
- (3) 企画提案書に第三者の権利の対象となっている著作物等を使用した結果生じることとなる責任の全ては、参加者が負うものとする。
- (4) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、契約候補者となった者の企画提案書の著作権は契約の締結により愛媛県に帰属するものとする。ただし、第三者の著作物等については、各著作権者に帰属する。
- (5) 本企画提案に参加するため提出された書類は、愛媛県が再提出を求めた場合を除き返却しない。

9 担当窓口（問い合わせ・提出先）

〒790-0808 愛媛県松山市若草町 3 番 6 号 NTTコムウェア松山ビル 2 階
愛媛県企画振興部政策企画局企画統計課 人口統計係
電話番号 089-912-2266 電子メールアドレス kikakutoukei@pref.ehime.lg.jp